

## 企業年金基金ニュース

No. 92

発行日 令和7年11月18日  
発行者 電子情報技術産業企業年金基金  
東京都千代田区岩本町1-11-2  
A-RISE神田6F  
(03-5809-3188)

**企業年金基金の概況**  
(令和7年10月31日現在)

実施事業所数	169 社
加入者数	19,644 人
年金受給者数	793 人

**1. 企業年金基金の役員会、委員会の開催(予定)について**

当基金の役員会、委員会は年2回開催されており、1月に予算、7月に決算を含めた議案についてご審議いただいております。

次回開催される各役員会、委員会の日程は下記の予定となります。

第18回 事業運営委員会	令和7年12月17日(水)
第17回 理事会・代議員会【同時開催】	令和8年1月26日(月)

(ともに会場は、大手町駅/東京駅近く「AP東京丸の内」にて)

**2. 令和7年度税制改正に伴う対応について****(1) 退職所得控除の調整規程見直しについて**

当基金より支払う一時金(退職所得)より前年以前にDC老齢一時金の支払を受けている場合、勤続期間等の重複控除の対象が「前年以前4年内」から「前年以前9年内」に拡大されます。(令和8年1月1日以降に支払われたDC老齢一時金が対象となります。)

**(2) 「退職所得の源泉徴収票および特別徴収票」の提出対象者の拡大について**

課税年分が令和8年以降の全ての退職手当等に関する「退職所得の源泉徴収票および特別徴収票」について、所轄税務署および市区町村への提出が義務化されます。

この「退職所得の源泉徴収票および特別徴収票」には、対象者のマイナンバーの記載が必要となります。

現在は住基ネット情報を利用し、必要に応じて対象者のマイナンバー収集を行っておりますが、今後は他の方法にてマイナンバーを収集する必要性が生じる可能性もあります。

**(3) 「退職所得の受給に関する申告書」および「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の様式変更について**

課税年分が令和8年以降となる退職所得より適用されます。

**3. 基金業務スケジュールについて**

令和7年11月分の届書の締切日	令和7年12月10日(水)
令和7年11月分掛金納入告知書等発送・配信日	令和7年12月18日(木)
令和7年11月分掛金の納付期限・振替日	令和8年1月5日(月)

郵便事情により日数がかかる場合がありますので、余裕をもってご提出ください。  
電子連携サービスをご利用いただきますと、締切日当日に届書を提出することができます。  
ご不明な点等ございましたら、業務課(電話:03-5809-3189)までご連絡ください。

このニュースは、事業主と事務担当者向けに編集してありますが、できれば各職場の皆様にもご覧いただけるようご配慮願えれば幸いです。